記入例③（退職で一括徴収しない場合）

市町村民税　給与支払報告
道府県民税　特　別　徴　収　に係る給与所得者異動届出書

付受印

整理番号	

小野市長様

令和 5 年 12 月 4 日　提出

給与支払者（特別徴収義務者）	名称（氏名）	小野商事（株）	担当者	経理課給与 係	年度	特別徴収指定番号
						宛名番号
	所在地（住所）	小野市中島町〇〇番地		氏名 小野次郎	5年度	特別徴収指定番号 8050929
	個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		☎(0794)63-1000		宛名番号 8061

給与所得者										
フリガナ オノタロウ 氏名 小野太郎	新姓	(ア)特別徴収税額（年税額）	(イ)徴収済税額	(ウ)未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
生年月日 明・大・(昭)・平 54 年 3 月 14 日生		円 128 300	6月分から11月分まで 円 64 700	12月分から5月分まで 円 63 600	R 5 年 11月30日	1．転勤 (2)．退職 3．死亡 4．休職 5．長欠 6．その他（　）	1．特別徴収継続 2．一括徴収 (3)．普通徴収（本人が納付する）	円 2 157 300
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2								控除社会保険料額 円 193 650
住所 1月1日現在 小野市王子町〇〇番地								
住所 異動後								

◎納税者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新しい勤務先の名称及び所在地		
所在地〒	特別徴収指定番号	左記転勤先へは月割額　円を
名称　電話番号	受給者番号	月から徴収するよう連絡済です。

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額（退職した月を除く）の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）	備考
一括徴収する場合	理由 1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。 2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	月　日	円	円	左記の一括徴収した税額は　月分で納入します（翌月10日納期限）
		月　日	円		左記の一括徴収した税額は　月分で納入します（翌月10日納期限）
一括徴収しない場合	理由 (1) 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 2 特別徴収の継続の希望があるため。（転勤の場合を含む。） 3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額（上記(ウ)の額）を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 4 死亡による退職のため。				

旧特別徴収処理欄				点検
年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者（区）を変更 2 普通徴収への切替 3 一括徴収 4 その他		
年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者（区）を変更 2 普通徴収への切替 3 その他		

記載注意

1　この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市区町村へ提出してください。

2　太線□で囲んでいる部分についてのみ記載してください。

3　「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払いを受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払いの確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

4　「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。
一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を〇で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載してください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を〇で囲んでください。

A	B	C	D	E	F

あっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合で